

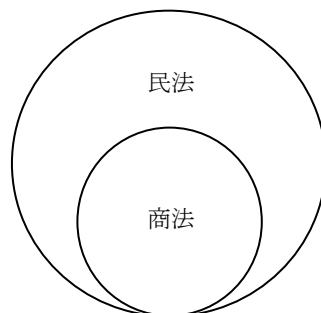
目次

第1章 商法・会社法とは？	2
1 商法	2
2 会社法	2
第2章 個人事業主と法人	4
第3章 会社とは？	7
第4章 株式会社とは？	8
1 株式会社の一生	8
2 所有（資本）と経営の分離	8
3 株主有限責任とは？	10
第5章 資本金と派生理論	11
1 資本充実・維持の原則と会社法の三者関係	11
2 出資金の払戻しの可否	14
3 株式譲渡自由の原則	14
4 株式の譲渡制限規定	15
第6章 株主平等の原則	15
1 株主平等の原則	16
2 株主平等の原則の例外	17
第7章 機関の存在意義	18
第8章 各機関	19
1 株主総会	19
2 取締役	21
3 取締役会	22
4 会計参与	23
5 監査役	24
6 監査役会	25
7 会計監査人	26
8 指名委員会等設置会社	27
9 監査等委員会設置会社	29

第1章 商法・会社法とは？

1 商法

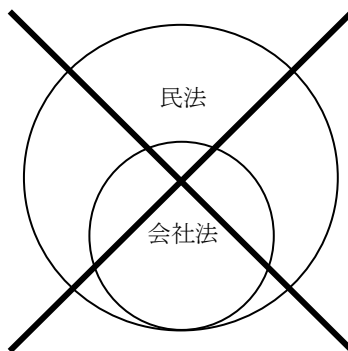
「商法」は民法の特別法です。



ex. 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる（商法 512 条）。

2 会社法

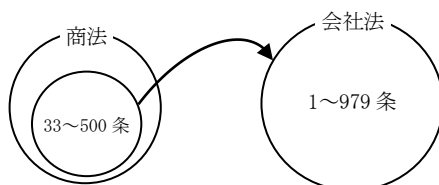
それに対して、「会社法」は民法の特別法であるとはいえません。そして、会社法の一般法は、現在は存在しないといえます。



【平成 17 年会社法制定の趣旨】

会社法は、平成 17 年に商法が改正されてできた法律です。その最大のテーマは、“規制緩和”です。つまり、それまで以上に、会社側の自由度が上がりました。これは、色々なところに現れています。

ex. 定款自治の拡大, 組織再編の多様化



【平成 26 年改正会社法の趣旨】

会社法は、平成 26 年に一部が改正されています。それなりに多岐にわたる改正です。この改正は、改正事項を以下の 4 つに分類して捉えることができます。

①大企業のコーポレート・ガバナンスの改正

平成 17 年の会社法制定後、大企業の不祥事が相次ぎました。この大企業の不祥事の対策として、コーポレート・ガバナンスに関する改正がされました。「コーポレート・ガバナンス」とは、「企業経営の仕組み」「企業統治」などと訳されますが、簡単にいうと、「どのような機関構成で企業を運営していくか?」といったことです。

ex. 監査等委員会設置会社の創設（会社法 2 条 11 号の 2）

②親子会社関係の整備

会社法制定時から親子会社関係の規制には問題があるといわれており、その課題が残されたまま（手をつけないまま）会社法は制定されました。よって、会社法制定直後から親子会社関係についての改正をすべきだといわれていましたが、その点の改正がされました。

ex. 特定責任追及制度（いわゆる多重代表訴訟）の創設（会社法 847 条の 3）

③その他会社法施行後に浮かび上がった問題点の改正

①および②以外にも、会社法には問題点がありました。そこで、「その問題点も一緒に改正しちゃおう」ということで一緒に改正しました。

④できる限り各制度の規定を統一

明確な理由なく制度ごとに規定が異なるものを統一しました。

第2章 個人事業主と法人

Case

大学生である秀英一郎は、自宅のマンションでインターネット事業をしていた。それなりに収益も上がるようになり、従業員として同じく大学生である後輩のBおよびCを雇う余裕まで出てきたため、秀英一郎は「就職するよりも、この事業で食っていこう」と考え始めた。

秀英一郎が、このインターネット事業を継続していくうえで、どのような事業形態が考えられるか？

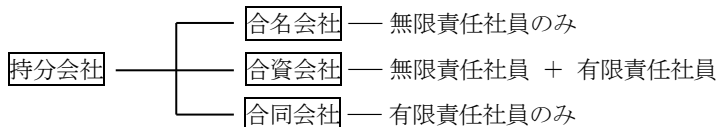
【個人事業主】

上記 Case の秀英一郎は、法人格のない個人事業主です。たとえ、秀英一郎のインターネット事業が年商100億円だろうが、従業員を1万人雇っていようが、株式会社などになる手続（登記など）を取らなければ、個人事業主です。つまり、「個人事業主と株式会社の違いは何なのか？」という問の答えは、「登記（P6参照）をしているか、していないか」です。

※個人事業主の具体例

八百屋，理容室，司法書士，予備校講師

【法人】



特例有限会社（株式会社） — 有限責任社員（株主）のみ

有限会社は、平成18年の会社法の施行以降は設立できなくなりました。有限会社にはメリット（ex. 役員の任期がない）があるので、施行直前にかけ込みで設立した人もいます。

株式会社 — 有限責任社員（株主）のみ

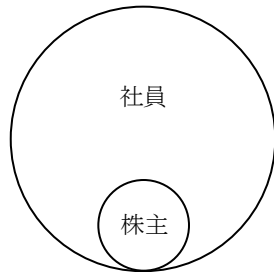
外国会社

一般社団法人 一般財団法人 — 株式会社類似の手続が必要

公益法人 医療法人 学校法人 など — 管轄庁の認可・許可などが必要

※「社員」とは？

社団の構成員のことです。株式会社の場合は、「株主」といいます。法人の持ち主であると捉えておけばOKです。



*日常用語でいう「社員」とは異なるので注意してください。日常用語でいう「社員」（従業員）は、法的には「使用人」「被用者」などといいます。

※「有限責任」とは？ 「無限責任」とは？

漢字からわかるとおり、「責任」が「有限」か「無限」かということです。この「責任」は、法人が負債を抱えたときに問題となります。

法人が負債を抱えたときに、有限責任しかない社員は、出資した額以上の責任を負いません。つまり、出資した額がゼロになって終わりなのです。

それに対して、無限責任のある社員は、法人が負債を抱えたときに法人に弁済する資力のない場合には、出資した額に関係なく、代わりに弁済しなければなりません。つまり、最悪の場合には、自分の預貯金から支払ったり、マイホームを売り払ったりしてでも支払わなければならないわけです。

— Realistic 個人事業主が法人化する理由 —

- ①事業資金の調達のため
- ②無限責任から逃れるため
- ③税金の優遇を受けるため
- ④信用力を上げるため

【商業登記とは？】

履歴事項全部証明書

横浜市 ██████████
██████████ 株式会社

会社法人等番号	██████████
商号	██████████ 株式会社
本店	横浜市 ██████████
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成25年2月5日
目的	1. 講師の委託業務 2. 講師のスケジュール管理及びマネジメント 3. 講演 4. コンサルタント業務 5. 書籍の執筆、監修及び校正 6. 教材作成、監修、校正及びその委託業務 7. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	3000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 松本 雅典 横浜市 ██████████ 代表取締役 松本 雅典
登記記録に関する事項	設立 平成25年 2月 5日登記

第3章 会社とは？

会社：「営利性」（下記①）「社団性」（下記②）「法人性」（下記③）のある
団体（営利社団法人）

一般的な会社のイメージは、「高校や大学を卒業して入るところ」だと思います。しかし、法律的には上記の定義となります。

①営利性

会社とは、そもそも効率的に金儲けをすることを主眼として作られたものです。つまり、個人の資力・能力などでは限界があるので、会社という組織を作り、より効率良く金儲けをするわけです。そして、会社の持ち主である社員（株式会社の場合は株主）に利益（剰余金など）を分配します（会社法 105 条 2 項、105 条 1 項 1 号、2 号）。

会社法の裏には、この「営利性」が常にあることを意識してください。

②社団性

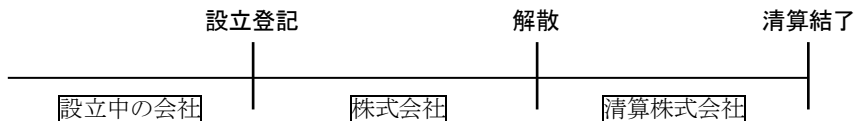
共通の目的を有する人の集まりであるということです（通説）。ただし、（合資会社を除いて）社員が 1 人の会社（一人会社）という形態も可能であるため、社団性があるとはいい難い会社もあります。私（松本）の株式会社も、一人会社です。このような一人会社は、複数人の結合体である社団性に反し社団ではないと解する見解もありますが、いつでも社員が複数になり得るので潜在的には社団であるといえます。

③法人性

これは、民法で学習した「権利能力」のハナシです。会社は法人ですので、独立した権利義務の帰属主体となることができます。つまり、たとえ代表者 1 人しか存在しない会社であっても、会社と契約をすれば、権利義務の帰属主体は、代表者ではなく会社となります。

第4章 株式会社とは？

1 株式会社の一生

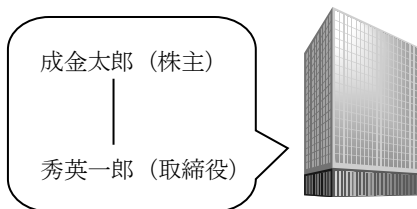


2 所有（資本）と経営の分離

Case

成金太郎は、宝くじで3億円が当たったが、この3億円をどう増やしていいかわからない。一方で、田舎から東京の大学に出てきた秀英一郎は、それまでどの企業も考えもしなかったようなインターネット事業を思いつき、詳細な事業計画も立てた。しかし、それを実行する資金がない。この成金太郎の3億円と、秀英一郎の能力を活かす方法はないか？

そもそもの株式会社というのは、上記 Case の成金太郎（お金はあるけれども、経営能力はない）の資本と、秀英一郎（お金はないけれども、経営能力はある）の経営能力を組み合わせ、より効率的にお金を生み出すという経済目的で生まれたものです。



会社法を見る重要な視点

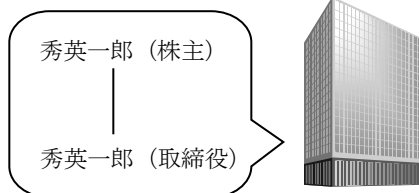
会社法は、民法と異なり、法律的な視点だけでなく“経済的な視点”も含めて創られた法律です。つまり、「法をいかに守るか」（法律）ということと、「いかに効率よく金儲けをするか」（経済）という争いの中にある法律なのです。

法律 VS 経済

【現実のほとんどの株式会社は？】

上記のように設立される株式会社が本来の株式会社ですが、現実には、上記のような構造で存在している株式会社は、かなり少ないです。上場企業のすべておよび非上場企業の一部には、上記の構造が当てはまります。しかし、それ以外の日本に存在するほとんどの株式会社が、「株主（出資者）＝取締役（経営者）」です。つまり、ほとんどの株式会社が、所有（資本）と経営が分離していないわけです。

上記 Case でいえば、秀英一郎が自分の事業に出資をし、事業も自分で行なっているという構造の株式会社がほとんどなのです。



3 株主有限責任とは？

Case

3億円の宝くじが当たった成金太郎は、秀英一郎のインターネット事業に8000万円を投資しようと考えた。しかし、成金太郎の頭に「秀英一郎の事業が失敗したら…」という不安がよぎった。秀英一郎の事業が失敗し、会社が莫大な負債を抱えた場合には、成金太郎は、残りの宝くじの当選金の2億2000万円、さらにはその他の自身の財産をもって負債の返済に充てなければならないのか？

上記 Case の成金太郎のように、会社の失敗の責任を負わなければならないのかという心配があると、株主になろうとする者が現れなくなってしまうため、株主の責任は有限責任とされました。

有限責任とは、たとえ会社が倒産しようが、100億円の借金を抱えようが、株主は出資した額以上の責任を負わないということです。上記 Case の成金太郎でいえば、8000万円が0円になることはあっても、マイナスになることはありません。

第5章 資本金と派生理論

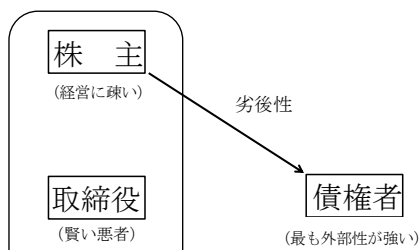
1 資本充実・維持の原則と会社法の三者関係

Case

秀英一郎が設立したサイバージャパン株式会社は、株式会社トランスカンパニーと取引をしていた。サイバージャパン株式会社は、経営状況が思わしくなく、株式会社トランスカンパニーに多額の未払金があるにもかかわらず、取締役の秀英一郎は株主である成金太郎に剰余金の配当をしようとしていた。このような行為は、許されるか？

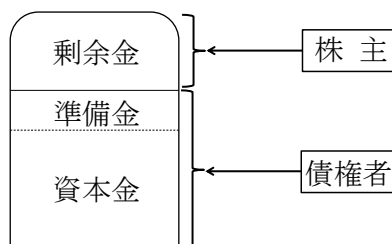
株主および取締役以外に、会社法に登場する重要な者として、会社の「債権者」がいます。この三者を、会社法は以下のように考えています。

<会社法の主要な登場人物の関係>



つまり、債権者は会社の“外”にいる者なので、最も保護する必要性が高いわけです。具体的に、債権者を保護するものが、「資本金」です。

<資本金とは？>



株式会社を設立する際には、「資本金」として定めた額をきちんと株式会社に入れる必要があります（資本充実の原則）。そして、株式会社に入った資本金は、出ていってしまわないようにしなければなりません（資本維持の原則）。こういった原則は、株式会社との取引などによって債権を取得する債権者のためにあります。前述したとおり、株主は有限責任しか負いません。そのため、債権者にとっては、会社の財産のみが最後の拠り所なわけです。よって、上記のような原則があるのです。

前者の「資本充実の原則」は、法律上守られています。後者の「資本維持の原則」は、法律上守られていません。たとえば、「資本金1億円」と登記されている株式会社に、実際に1億円の財産があるとは限りません。資本金とは、あくまで、「資本金の額以上の儲け（剰余金）が出ていない限り、株主に配当してはいけませんよ」というものにすぎないのです。

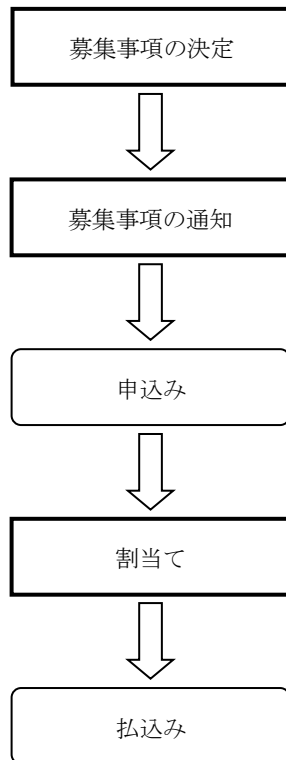
資本金とは？

資本金とは、「これ以上の資産がない限り、株主に配当しません」という“株式会社の器”を表すものです。

【株式会社に出資がされる場合】

- ① 設立時
- ② 募集株式の発行等
- ③ 新株予約権の行使

※②の基本的な流れ（第三者割当ての場合）



…株式会社側の行為

…株主（になろうとする者）側の行為

2 出資金の払戻しの可否

Case

成金太郎は、サイバージャパン株式会社に8000万円を投資していたが、息子が私立の医学部に進学することになったため、突如まとまったお金が必要になった。成金太郎は、サイバージャパン株式会社に、「株式は返すから8000万円は返して」と言うことができるか？

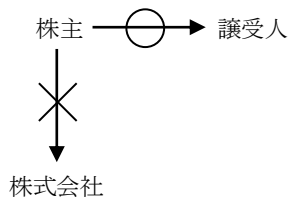
上記Caseで、成金太郎は「8000万円を返せ」と言うことはできません。株主が出資した資本金（+準備金）は、債権者の抛り所なわけですから、出資金の払戻しをすることは、原則として禁止されています。

3 株式譲渡自由の原則

Case

しかし、2浪してまで合格した息子を何とか医者にしてあげたいと成金太郎は思っている。成金太郎が、何とかして株式をお金に換える方法はないのか？

出資金の払戻しをすることは、原則として禁止されています。しかし、それでは株主は投下資本（投資したお金など）を回収することができません。そこで、認められているのが、株式を譲渡することです。東京証券取引所などの取引所での売買が、典型例です。上記Caseでいえば、成金太郎は、サイバージャパン株式会社の株式が欲しいと思っている人を探し、売り渡すことによって、投下資本を回収することができます。



4 株式の譲渡制限規定

Case

成金太郎は、株式をサイバージャパン株式会社のライバル会社や暴力団組織に売り渡そうとしている。サイバージャパン株式会社は、それを防ぐことはできないのか？

株式譲渡自由の原則が実際に貫かれているのは、公開会社だけです。

上場企業のすべてと上場を考えている一部の企業は「公開会社」ですが、日本に存在する99%以上の企業は「公開会社でない会社」（以下「非公開会社」といいます）です。以下のような定款規定を設けることによって、株式会社は非公開会社となります。

会社法107条（株式の内容についての特別の定め）

株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。

この定款規定があると、株式を譲渡するのに株式会社の承認が必要となります。つまり、株式会社は、どのような者が株主となるかを選べるということになります。

上記Caseでいえば、サイバージャパン株式会社は、この定款規定を設けておけば、ライバル会社や暴力団が株主となることを防ぐことができます。

【譲渡制限規定があると投下資本を回収できないのか？】

上記のように譲渡制限規定がある場合でも、株主が投下資本を回収できないということはあってはなりません。そこで、株主は、譲渡承認請求ができ（会社法136条～145条）、株主の譲受人が気に入らないのであれば、「株式会社が買い取れ」とまで言うことができます。

第6章 株主平等の原則

1 株主平等の原則

Case

秀英一郎が設立したサイバージャパン株式会社は、1株100万円相当で株式100株を発行しており、以下の者が、以下の数の株式を持っている。この会社は、誰の意向によって方針が決まるか？

- ①成金太郎 80株（8000万円相当）
- ②総理大臣 10株（1000万円相当）
- ③ホームレスである法務太郎 10株（1000万円相当）

上記Caseの場合、ほとんどの事項（誰を取締役にするか、合併をするか、解散をするかなど）が、成金太郎の意向によって決まることになります。

第109条（株主の平等）

- 1 株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。

「株主平等の原則」とは、「1株1株は平等であり、株主に個性はない」という意味です。上記Caseであれば、②の総理大臣も、③のホームレスである法務太郎も、同じ10株（1000万円相当）を持っていることに変わりはないので、発言権も平等ですし、扱いも平等です。

それに対して、80株（8000万円相当）を持っている①の成金太郎の発言権は、②の総理大臣、および、③のホームレスである法務太郎に対して、強くなります。簡単にいうと、「金を出した者が発言権を持つ」というのが株式会社です。資本主義からきた考え方といえます。

2 株主平等の原則の例外

Case

サイバージャパン株式会社は、成金太郎の多額の出資によって成り立っているのだが、秀英一郎はある不安を抱えている。それは、「会社が大きくなった時に、自分がクビにされて、別の取締役が招聘しょうへいされるのではないか？」という不安である。成金太郎に出資はしてもらおうが、自分の地位も確保する方法はなかったのか？

株主平等の原則という大原則はあるのですが、それだけでは“経済的な観点から”不都合が生じます。上記 Case も、その一例です。成金太郎が過半数の株式を保有していれば、サイバージャパン株式会社の取締役は、成金太郎の意向によって決まることになります。そうすると、秀英一郎が汗水流して会社を大きくしても、ある時点で「もう用無しだから、別の取締役に替えるよ」と言われかねません。

これでは、起業しようと思う人が少なくなってしまいます。このような“経済的観点から”の不都合を解消するために認められているのが、「種類株式」という制度です（会社法 108 条）。

上記 Case であれば、成金太郎に対して以下の内容の株式を発行していれば、「成金太郎に金は出してもらおうが、口は出させない（その代わり金は優先的にあげるよ）」ということが可能でした。

- ① 剰余金の配当は優先的にするが（会社法 108 条 1 項 1 号）
- ② 株主総会における議決権がない（会社法 108 条 1 項 3 号）

第7章 機関の存在意義

Case

サイバージャパン株式会社は、唯一の役員等である秀英一郎の経営で、取引先も増え、事業もどんどん拡大し、株式市場への上場まで考えるようになった。秀英一郎は、このまま役員等が自分一人であるという経営を続けていけるのか？

資本金および負債の額が少額で、株式も公開していない株式会社であれば、役員等が取締役1人であるという機関構成も許されます。しかし、上記 Case のように、事業が拡大し、債権者の数・債権額が増加してきた場合、または、株式を公開し株主の変動が頻繁に生じるようになった場合には、債権者または株主に対する責任が重くなってきます。

そこで、取締役の監視体制を強化するためなどの理由から、「公開会社（※1）は取締役会を設置しなければならない」（会社法 327 条1項1号）「大会社（※2）は会計監査人を設置しなければならない」（会社法 328 条）などの機関設置のルールが定められています。

【機関とは？】

株式会社も法人であるため、独立して権利能力を有します。しかし、自然人とは異なり、「法人」という人間が存在するわけではありません。よって、法人の意思決定をしたり、法人の運営をしたりする者が必要です。その意思決定をする者と、法人の運営および監視をする者が「機関」です。株式会社の機関には、第8章¹～⁹のものがあります。

※1 「公開会社」とは？（会社法2条5号） ← 株主の視点から

公開会社とは、株式の一部についてであっても、譲渡制限のない株式を発行する定めがある株式会社（現実に譲渡制限のない株式を発行しているかは関係ありません）のことです。

※2 「大会社」とは？（会社法2条6号） ← 債権者の視点から

大会社とは、以下のいずれかの要件を充たす株式会社のことです。

- ①資本金の額が5億円以上
- ②負債の額が200億円以上

第8章 各機関

1 株主総会

すべての株式会社に存在する「株主総会」から見ていきましょう。

学生 「『株主総会』って、6月頃にホールみたいな所に株主や役員が集まってやるやつですよね？」



それが、上場企業などの株主総会です。中小企業の株主総会の現実には、「株主総会議事録だけ作って、3名の株主（うち1人が取締役）がハンコ付いて終わり」とかだったりします。

学生 「株主総会って、大したことがないものもあるんですね。株主総会を勉強するにあたってのポイントって、あるんですか？」



「株主総会」では、まず「非取締役会設置会社」か「取締役会設置会社」かで大別して考えていくことが重要です。

学生 「なぜ『非取締役会設置会社』と『取締役会設置会社』で大別するんですか？」



取締役会を設置しているかどうかで、以下のように分けられるからです。

- ・非取締役会設置会社…所有（資本）と経営が分離していない
- ・取締役会設置会社…所有（資本）と経営が分離している

つまり、非取締役会設置会社は、「株主＝取締役」（またはそれにかなり近い）と想定されます。株主が日常的に業務執行の決定を行っているので、株主総会の権限は大きくなります。よって、株主総会は“株式会社に関する一切の事項について”決議をすることができます（会社法295条1項）。それに対して、取締役会設置会社は、「株主≠取締役」と想



定されます。株主とは別に、経営のプロである取締役で組織された取締役会が業務執行の決定を行いますので、株主総会の権限は小さくなります。よって、“会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り”決議をすることができます（会社法 295 条 2 項）。決議事項は、株式会社の解散、役員を選解任、株式会社の根本規則である定款変更などに限られます。

2 取締役

機関のうち、役員である「取締役」を見ていきましょう。

学生 「それは、聞いたことがあります。『専務取締役』とか『常務取締役』とか
言いますから、専務とか常務のことですよね？」



イメージとしては、間違っていない。ただ、社長や副社長も、取締役
であることがほとんどです。会社法の機関と会社内での肩書きは、必ず
しも一致しません。

学生 「そうなんですか。『取締役』って、何をするんですか？」



原則として、業務執行の決定をし、業務を執行するのが、仕事です。「株
主」が、株式会社という船の目的地・船の規模など大枠を決定し、実際
に舵取りをするのが「取締役」だと思って下さい。

学生 「『取締役』を勉強する時のポイントって、あるんですか？」



“取締役は賢いため悪いことをする可能性がある”というのが、会社法
の基本スタンスであるという点を意識しておくことがポイントになりま
す。どういうことかという、取締役は経営のプロですから、経営に疎
い株主を害する行為が容易にできてしまいます。よって、会社法という
法律は、できる限りそれを防ぐスタンスで作られています。



3 取締役会

「株主総会」のところで、「株主総会の規定は、取締役会を設置しているかどうか、重要な区別となる」と申し上げましたが、その「取締役会」について見ていきましょう。



学生 「『取締役会』って、会社の豪華な会議室に年収 2,000 万円くらいの重役が十数人集まって、社長を中心に会議をするみたいなイメージがありますが。」

大企業の実務取締役会は、そうですね。「株主総会」のところで申し上げましたが、「取締役会を設置しているかどうかは、所有（資本）と経営が分離しているかどうかの分岐点」となります。つまり、取締役会を設置していると、株主総会はある程度のことを取締役会に任せます。



学生 「他に、取締役会で大事なことって、あるんですか？」

取締役会について、以下のようなイメージを持つことが、重要です。



学生 「この図は、なんですか？」

これは、取締役会とは、その構成員である「取締役一人一人」よりも、「取締役会」という組織自体が重要であることを表しています。（主に株主のために、合議体で意思決定をし、個々の取締役・代表取締役を監視していくのが、取締役会です。）



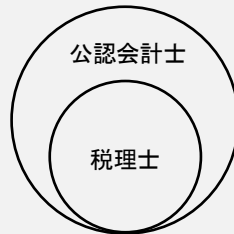
4 会計参与

機関のうち、役員である「会計参与」を見ていきましょう。

学生 「漢字から考えると、『会計』に『参』加し『与』^{くみ}するのが、仕事ですか？」



そうです。会計参与は，“取締役と共同して”計算書類を作成するのが仕事です。従来、株式会社と顧問契約を締結して、株式会社の外から会計の手伝いをしていた税理士さんが、役員として株式会社の内部に入ったものだと思って下さい。この「会計参与は、株式会社の内部機関である」ということも重要です。なお、「税理士さん」と申し上げましたが、「税理士法人（税理士事務所が法人化したもの）」「公認会計士」「監査法人（公認会計士事務所が法人化したもの）」でも、構いません。試験上は、税理士さんと公認会計士さんの関係を以下のように捉えて下さい。



つまり、税理士さんでOKなものは、公認会計士さんでもOKです。

学生 「『会計参与』って、必置であることがほとんどありませんでしたが、実際には置かれているんですか？」

「会計参与」は、1つの例外を除いて、置くかどうかは株式会社の全くの任意です。また、役員になると任務懈怠責任などで損害賠償責任を負う蓋然性も高まります。そういった理由から、利用例は少なく、従前どおり、税理士さんは株式会社と顧問契約を締結して、株式会社の外から会計の手伝いをしているのが、現状です。



5 監査役

機関のうち、役員である「監査役」を見ていきましょう。



学生 「名称からして、『厳しくチェックする』のが仕事みたいですが、何を監査するんですか？」

「監査役」は、取締役（会計参与がいる場合には会計参与も）の職務の執行を監査します（会社法 381 条 1 項前段）。その監査の範囲は広く、原則として、会計監査に限らず、業務監査にもおよびます。



学生 「『監査役』も、勉強する時のポイントって、あるんですか？」

「監査役」を勉強している時に意識しなければならないのは、“監査役”の独立性の確保”という一貫した考え方が会社法にあるということです。監査役”の地位は、他の役員等以上に守られています。たとえば、監査役”の任期は原則として短縮できませんし、監査役を解任するには株主総会の普通決議ではなく、特別決議が必要です。



学生 「なんで監査役”の地位は、そんなに守られているんですか？」

監査役は、役員であるにも関わらず、他の役員等の職務を公正な目で厳しくチェックする必要があります。そこで、自身の地位が不安定であると、躊躇してしまいます。たとえば、他の役員等に都合の悪い監査をしたことによって容易に解任されるのであれば、思い切った監査ができません。よって、その地位が守られているのです。



学生 「では、『監査役』って、悪いことを許さないすごい機関なんですね。」

法律的にはそうなのですが、実際には、取締役”にいわゆる引退後の天下りのポストとして与えられることも多く、きちんと機能しているかは疑問があるというのが現状です。



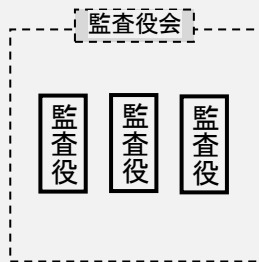
6 監査役会

次は、「監査役会」を見ていきましょう。

学生 「『監査役会』って、監査役の集まりですか？ 聞いたことありませんけど…。」



「監査役会」とは、簡単にいえば、監査役が集まり、1つの機関となったものです。「監査役会」について、以下のようなイメージを持つことが重要です。



学生 「取締役会の図とちょっと違いますけど、この図はどういう意味ですか？」



これは、監査役会とは、組織である監査役会よりも、その構成員である「監査役一人一人」の方が重要であることを表しています。監査役会とは、合議体である取締役会に対抗するために合議体を形成したにすぎません。監査役役目は、（主に）取締役の行為の適法性を監査することですから、一人一人に強い独立性がなければいけません。よって、合議体である監査役会を形成したとしても、監査役一人一人の独立性は保たれ、依然として監査役一人一人が強い権限を持っています。



7 会計監査人

次は、「会計監査人」を見ていきましょう。「公認会計士」や「監査法人」というのを聞いたことがありますか？



学生 「あります。あの年収何千万円とかいく、難しい試験に受かった人達ですよね？」

今は、そこまでは潤ってはいないんですが…まあそのイメージで結構です。「会計監査人」になれるのは、公認会計士または監査法人です。



学生 「『会計監査人』って、『会計参与』と名前が似ていますが、どこが違うんですか？」

同じく会計の専門家なんですが、「会計監査人」は、会社の外から、その会社の財務を「監査（厳しくチェック）」します。つまり、「会計監査人」は、外部機関です。



学生 「他に、『会計監査人』の学習のポイントってあるんですか？」

「会計監査人の上に、監査役（監査役会設置会社では監査役会、指名委員会等設置会社では監査委員会、監査等委員会設置会社では監査等委員会）がある」ということがポイントになります。その証拠に、会計監査人に非行などがあれば、監査役（監査役会、監査委員会または監査等委員会）は会計監査人を解任することができます（会社法 340 条）。また、会計監査人設置会社は、監査役又は委員会（つまり、監査委員会又は監査等委員会）を置かなければいけません（会社法 327 条 3 項、5 項）。

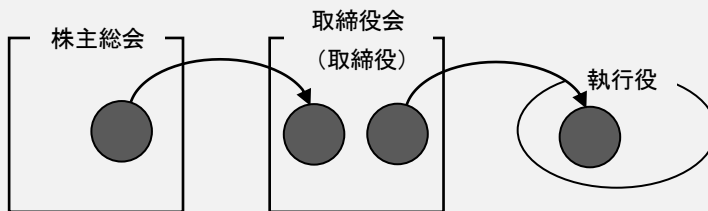


8 指名委員会等設置会社

かなり特殊な「指名委員会等設置会社」を見ていきましょう。

学生 「『指名委員会等設置会社』って、どこら辺がかなり特殊なんですか？」

色々ありますが、「指名委員会等設置会社」の根本部分に関わるのは、“指名委員会等を設置していない会社において株主総会がすべきことの一部を取締役会が行い、取締役（会）がすべきことの一部を執行役が行う”という点です。



つまり、“取締役会が株主総会に近づいている”のです。

学生 「なぜ、取締役会が株主総会に近づくんですか？」

「指名委員会等設置会社」という会社形態を採る企業は、海外に事業を展開し、出資も海外から募るだろうと想定されています。よって、株主が世界中にいます。すると、「臨時株主総会を行うから、すぐに新宿の〇〇ビルに集まってくれ」と言っても、すぐには来られません。よって、取締役会がある程度、株主総会の代わりをする必要があるのです。

学生 「なるほど。でも、そうすると、取締役会（取締役）が悪いことをしませんか？ 取締役のところでは、“取締役は賢いため悪いことをする可能性がある”というのが、会社法の基本スタンスであると勉強しましたが。」

そうです。ですから、取締役（役員等）の任期が1年と短く、株主総会によるチェックを厳しくしたり、社外取締役の設置を義務付けたりして、不正を防止しようという体制が採られています。

学生 「そういった関係になっているんですね。では、海外に事業を展開している大企業の多くが、『指名委員会等設置会社』なんですか？」

実際には、大企業でも利用例が少ないのが現状です（上場企業でも 100社もありません）。利用例が少ない理由は、たとえば、以下のようなことが挙げられます。

- ①社外取締役を入れないといけないので、その企業で平社員から努力してきた者の役員の席が減る
- ②指名委員会等設置会社は強力な監視体制を採るアメリカ型の会社形態であるため、従来の日本企業の体質と合わない
- ③指名委員会に人事権を、報酬委員会に役員の報酬決定権を握られる（つまり、過半数が外部の者〔社外取締役〕である委員会に人事・報酬を握られる）



9 監査等委員会設置会社

平成 26 年の改正によりできた「監査等委員会設置会社」を見ていきましょう。



学生 「なんで新しい機関構成が作られたんですか？」

大企業の不祥事が相次いでいましたが、その原因の 1 つに「監査役会設置会社では、適切な監査ができない」ということがあります。かといって、強力な監視体制を採るアメリカ型の会社形態である指名委員会等設置会社は、利用する企業がほとんどありませんでした。そこで、“監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の間の機関構成”（別の言い方をすると、取締役会の中に監査役会を放り込んで監査等委員会とした）として創設されたのが、監査等委員会設置会社です。監査等委員会設置会社は、以下の機関で構成されます。

・株主総会 + 取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人

※任意に会計参与を置くことができます。

監査役会ではなく、取締役会の内部機関である監査等委員会が取締役などの監査をします。監査等委員会は、過半数が社外取締役である取締役に構成されます。監査役会のように取締役会の外から監査するのではなく、取締役会の中に社外取締役を中心とした監査機関を設け、より実効的な監査をしていこうという発想は、指名委員会等設置会社と同様です。ただし、指名委員会等設置会社を採用する企業がほとんどなかった反省を踏まえ、企業が導入する気になる導入促進剤となる要素が盛り込まれました。



学生 「『導入促進剤となる要素』って、なんですか？」

導入促進剤となる要素としては、以下の事項が挙げられます。

- ①上場企業などの場合、社外取締役に置くことが相当でない理由を説明できない場合、社外取締役に置く必要がある（会社法 327 条の 2）。そして、監査役会を置く場合は、最低 2 人の社外監査役が必要となる。つまり、社外性の要件を充たす者が 3 名必要となる。しかし、監査等委員会設置会社では、社外性の要件を充たす者は 2 名いればよく、社外性の要件を充たす者の確保が容易となる。





②監査等委員会設置会社には指名委員会・報酬委員会がないため、指名委員会等設置会社の導入の弊害となっていた「過半数が外部の者（社外取締役）である委員会に人事・報酬を握られる」ということがなくなる。

③利益相反取引において、事前に監査等委員会の承認を得た場合は、取締役の任務懈怠責任の推定規定（会社法 423 条 3 項）が適用されない（会社法 423 条 4 項）。これは、監査等委員会設置会社にしかない特典です。

これらの導入促進剤となる要素により、監査等委員会設置会社の導入がハイペースで進んでおり、すでに上場企業の 2～3 割が監査等委員会設置会社になっています。

—松本雅典（本導入講義担当講師）—

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
ネットメディア	All About で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme (ワオミー)」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	